

青森県果報

第二千四百二十三号

平成十五年三月三日(月曜日)

目次

新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更	（市振興課）	一
字区域の変更	（同）	一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	（高齢福祉課）	四
技能検定試験の施行	（労政・能力開発課）	四
右 同	（同）	六
漁業の許可等の申請期間	（水産振興課）	七
廃川敷地等の公示	（河川砂防課）	七
公 告		
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	（文化・スポーツ振興課）	八
大規模小売店舗の変更の届出	（経営振興課）	八
都市計画事業の変更認可	（都市計画課）	九
出先機関		
土地改良区の役員の退任	（中南林地務所）	九
選挙管理委員会		
個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改正	（事務局）	一〇

告 示

青森県告示第百十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、平内町長から平内町の区域内に新たに生じた土地が確認し、この土地を平内町大字東滝字滝に編入する旨の届出があつたので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十五年三月三日

青森県知事 木 村 守 男

東津軽郡平内町大字東滝字滝六二の二、九九、一〇〇の二、一〇一、一〇二の二、一〇五、一一六、一二〇から一二二までの地先公有水面埋立地七、〇四八・三一平方メートル

青森県告示第百十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、平内町長から平内町の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年三月三日

青森県知事 木 村 守 男

東津軽郡平内町大字浅所字雷電林国有林四二三林班イ小班、二小班、ぬ²小班、る¹小班、る²小班で、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の左四〇五から左ヨ・七までの点を順次連結する線及び左四〇五の点と左ヨ・七の点を結ぶ線に編入する。

左ヨ・七から左四〇五までの点を順次連結する線及び左ヨ・七の点と左四〇五の点を結ぶ線に編入する。

左一から左三五一までの点を順次連結する線及び左一の点と左三五一の点を結ぶ線に編入する。

左四〇五	点	X座標	+一〇四六六六・四三メートル
		Y座標	+一二四四八・九九メートル
左四〇六	点	X座標	+一〇四六九五・九〇メートル
		Y座標	+一二四四八・二九メートル
左四〇七	点	X座標	+一〇四七一六・三八メートル
		Y座標	+一二四四九・八五メートル
左四〇八	点	X座標	+一〇四七四〇・六九メートル
		Y座標	+一二四四八・三七メートル
左四〇九	点	X座標	+一〇四七五九・四四メートル
		Y座標	+一二四四八・七五メートル
左四〇九イ	点	X座標	+一〇四七六八・六〇メートル
		Y座標	+一二四四七・七一メートル
左四一〇	点	X座標	+一〇四八〇二・五九メートル
		Y座標	+一二四四二・一八メートル
左四一一	点	X座標	+一〇四八二〇・三七メートル
		Y座標	+一二四四二・二六メートル
左四一二イ	点	X座標	+一〇四八三五・五九メートル
		Y座標	+一二四三六・〇二メートル
左四一二	点	X座標	+一〇四八四一・九七メートル
		Y座標	+一二四三六・三六メートル
左四二二イ	点	X座標	+一〇四八五〇・六一メートル
		Y座標	+一二四三五・五二メートル
左四二三	点	X座標	+一〇四八五八・五〇メートル

左四一三イ	点	X座標	+一〇四八七六・五二メートル
		Y座標	+一二四三〇・八四メートル
左四一四	点	X座標	+一〇四八八五・五〇メートル
		Y座標	+一二四二八・八六メートル
左四一五	点	X座標	+一〇四九〇四・六四メートル
		Y座標	+一二四三〇・七八メートル
左四一六	点	X座標	+一〇四九四八・三四メートル
		Y座標	+一二四一九・七〇メートル
左四一六イ	点	X座標	+一〇四九六〇・六二メートル
		Y座標	+一二四一八・二五メートル
左四一七	点	X座標	+一〇四九七九・八七メートル
		Y座標	+一二四一五・八九メートル
左四一七ホ一	点	X座標	+一〇四九八五・〇七メートル
		Y座標	+一二四一三・七六メートル
左三九ホ一	二二点	X座標	+一〇四九七七・一六メートル
		Y座標	+一二三八六・四一メートル
左三九ホ一	二二点	X座標	+一〇四九七三・五二メートル
		Y座標	+一二三三七・三四メートル
左三九ホ一	二〇点	X座標	+一〇四九六八・八四メートル
		Y座標	+一二三五六・四八メートル
左三九ホ一	一九点	X座標	+一〇四九六七・四四メートル
		Y座標	+一二三五〇・四四メートル
左三九ホ一	一八点	X座標	+一〇四九三四・九一メートル
		Y座標	+一二三三六・七五メートル
左三九ホ一	一七点	X座標	+一〇四九一五・一八メートル
		Y座標	+一二三三六・九・五四メートル
左三九ホ一	一六点	X座標	+一〇四八八一・五一メートル
		Y座標	+一二三三二・五八メートル
左三九ホ一	一五点	X座標	+一〇四八五二・五六メートル
		Y座標	+一二三三三・七七メートル
左三九ホ一	一四点	X座標	+一〇四八二四・七四メートル

左ヨ・一〇	点	Y座標	+ 一二四三七・七五メートル
X座標	+ 一〇四六二・八二メートル		
Y座標	+ 一二四三六・六七メートル		
X座標	+ 一〇四六三・七五メートル		
Y座標	+ 一二四一八・三六メートル		
X座標	+ 一〇四六四・二六メートル		
Y座標	+ 一二四二七・四九メートル		
X座標	+ 一〇四六五・八二メートル		
Y座標	+ 一二四二七・四九メートル		
X座標	+ 一〇四六五・二〇メートル		
Y座標	+ 一二四〇一・九四メートル		
X座標	+ 一〇四六三・七九メートル		
Y座標	+ 一二三八一・五七メートル		
X座標	+ 一〇四六三・一五メートル		
Y座標	+ 一二三八四・三七メートル		
X座標	+ 一〇四六三・九〇メートル		
Y座標	+ 一二三八六・六一メートル		
X座標	+ 一〇四六八・七九メートル		
Y座標	+ 一二三八七・八七メートル		
X座標	+ 一〇四七〇・三八メートル		
Y座標	+ 一二四〇四・〇九メートル		
X座標	+ 一〇四七〇・四二メートル		
Y座標	+ 一二四二九・三七メートル		
X座標	+ 一〇四七〇・二九メートル		
Y座標	+ 一二四二〇・六四メートル		
X座標	+ 一〇四七四・五三メートル		
Y座標	+ 一二四一〇・九八メートル		
X座標	+ 一〇四七九・八四メートル		
Y座標	+ 一二四〇四・三五メートル		

左ヨ・一	点	Y座標	+ 一〇四六一・二・九八メートル
X座標	+ 一二四三一・九三メートル		
Y座標	+ 一〇四六二・八・五九メートル		
X座標	+ 一二四一六・六二メートル		
Y座標	+ 一〇四六二〇・二九メートル		
X座標	+ 一二四一六・五九メートル		
Y座標	+ 一二四一六・五九メートル		
X座標	+ 一〇四六〇・九・八三メートル		
Y座標	+ 一二三九四・五七メートル		
X座標	+ 一〇四五八・九・〇八メートル		
Y座標	+ 一二三七三・一八メートル		
X座標	+ 一〇四五七・九・七五メートル		
Y座標	+ 一二三三六・〇・三九メートル		
X座標	+ 一〇四五六・八・三五メートル		
Y座標	+ 一二三七六・五七メートル		
X座標	+ 一〇四五五・六・七四メートル		
Y座標	+ 一二三八六・七〇メートル		
X座標	+ 一〇四五四・四・七九メートル		
Y座標	+ 一二四一〇・四七メートル		
X座標	+ 一〇四五二・八・四八メートル		
Y座標	+ 一二四一〇・四七メートル		
X座標	+ 一〇四五一・一・九六メートル		
Y座標	+ 一二四四四・六一メートル		
X座標	+ 一〇四五四・三・五五メートル		
Y座標	+ 一二四四七・五六メートル		
X座標	+ 一〇四五五・四・一四メートル		
Y座標	+ 一二四五七・七二メートル		
X座標	+ 一〇四五七・二〇メートル		
Y座標	+ 一二四四〇・七六メートル		
X座標	+ 一〇四五七・二〇メートル		
Y座標	+ 一二四四〇・七六メートル		
X座標	+ 一〇四五七・二〇メートル		
Y座標	+ 一二四四三・〇一メートル		

左四〇三	点	X座標	+ 一〇四五九七・七七メートル
		Y座標	+ 一二四四七・五八メートル
左四〇四	点	X座標	+ 一〇四六一〇・九六メートル
		Y座標	+ 一二四五〇・六六メートル
左四〇五	点	X座標	+ 一〇四六六六・四三メートル
		Y座標	+ 一二四四八・九九メートル
左一	点	X座標	+ 一〇四三三一・四九メートル
		Y座標	+ 一二〇八二・八四メートル
左二	点	X座標	+ 一〇四三三八・一七メートル
		Y座標	+ 一二〇七一・八九メートル
左三	点	X座標	+ 一〇四三三三・二七メートル
		Y座標	+ 一二〇六四・七九メートル
左四	点	X座標	+ 一〇四三五六・一七メートル
		Y座標	+ 一二〇五八・一三メートル
左五	点	X座標	+ 一〇四三五九・九二メートル
		Y座標	+ 一二〇四三・四八メートル
左五水一	点	X座標	+ 一〇四三五九・七四メートル
		Y座標	+ 一二〇三三・四一メートル
左水一四	点	X座標	+ 一〇四三五六・八七メートル
		Y座標	+ 一二〇三四・三八メートル
左水一三	点	X座標	+ 一〇四三三三・三六メートル
		Y座標	+ 一二〇二九・九三メートル
左三四四水一	二点	X座標	+ 一〇四三一・三九メートル
		Y座標	+ 一二〇二五・六二メートル
左三四五	点	X座標	+ 一〇四三〇九・〇三メートル
		Y座標	+ 一二〇二六・三〇メートル
左三四六	点	X座標	+ 一〇四二九四・七〇メートル
		Y座標	+ 一二〇三九・一二メートル
左三四六水一	点	X座標	+ 一〇四二九七・六八メートル
		Y座標	+ 一二〇四四・八二メートル
左三四七	点	X座標	+ 一〇四三〇〇・八八メートル

青森県告示第百十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十五年三月三日

青森県知事 木村守男

氏名称又は名	指定居宅サービス事業者	
	主たる事務所の所在地又は住所	
パンドリア株式会社	弘前市大字西城北二丁目六の三	居宅サービスの種
痴呆対応型共同生活介護	グループホームパンドリア北	居宅サービス事業を
	むつ市新町三二	行
	の五	業
	の二	所
	の二	地
	の二	指
	の二	定
	の二	日
	の二	月
	の二	年

青森県告示第百十三号

平成十五年度前期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示する。

平成十五年三月三日

青森県知事 木村守男

一 実施職種

1 一級及び二級

造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、マシニングセンタ作業)、放電加工(形彫り放電加工作業、数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業)、鉄工(製缶作業、構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、製材のこ目立て(製材のこ目立て作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、産業車両整備(産業車両整備作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業、タイル張り(タイル張り作業)、置製作(置製作作業)、防水施工(シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、貴金属装身具製作(貴金属装身具製作作業)、表装(表具作業、壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業)、写真(肖像写真作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)

2 三級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、マシニングセンタ作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、和裁(和服製作作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)

3 単一等級

製麺(機械生麺製造作業)、塗料調色(調色作業)

二 実施期日

1 実技試験は、平成十五年六月十一日(水)から同年九月七日(日)までの間に

において、青森県職業能力開発協会が指定する日に行つ。

2 学科試験

(一) 平成十五年八月二十四日(日) 午前十時に実施する職種

(1) 一級及び二級

産業車両整備(産業車両整備作業)、防水施工(シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業)

(2) 三級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、和裁(和服製作作業)

(二) 平成十五年八月二十四日(日) 午後一時十五分に実施する職種

(1) 一級及び二級

造園(造園工事作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、とび(とび作業)

(2) 三級

造園(造園工事作業)

(3) 単一等級

製麺(機械生麺製造作業)

(三) 平成十五年八月三十一日(日) 午前十時に実施する職種

(1) 一級及び二級

機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、マシニングセンタ作業)、鉄工(製缶作業、構造物鉄工作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)、貴金属装身具製作(貴金属装身具製作作業)

(2) 三級

機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、マシニングセンタ作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業)

(四) 平成十五年八月三十一日(日) 午後一時十五分に実施する職種

(1) 一級及び二級

製材のこ目立て(製材のこ目立て作業)、電子機器組立て(電子機器組立

四 受検申請書の提出期限

青森市
弘前市
十和田市

- 三 実施場所
 - 1 実技試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。
 - 2 学科試験は、次に掲げる場所において行う。ただし、受検人員により会場数が削減される場合もある。
- (2) 単一等級
 - 塗料調色（調色作業）
- (1) 一級及び二級
 - 建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）
- (七) 平成十五年九月七日（日）午後一時十五分に実施する職種
 - (1) 一級及び二級
 - 放電加工（形彫り放電加工作業、数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、タイル張り（タイル張り作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、表装（表具作業、壁装作業）

- (六) 平成十五年九月七日（日）午前十時に実施する職種
 - (1) 一級及び二級
 - 写真（肖像写真作業）
- (五) 平成十五年九月三日（水）午前十時に実施する職種
 - (1) 一級及び二級
 - 電子機器組立て（電子機器組立て作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）
- (2) 三級
 - 電子機器組立て（電子機器組立て作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、左官（左官作業）、畳製作（畳製作作業）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業）

平成十五年四月三日（木）から同月十六日（水）まで
五 その他検定に関し必要な事項

- 1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会にて交付する。
- 2 受検申請書の提出先
 - 青森市大字野尻字今田四三の一

青森県職業能力開発協会

- 3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工観光労働部労政・能力開発課（電話〇一七 七三四 九四一五）又は青森県職業能力開発協会（電話〇一七 七三八 五五六一）へ問い合わせること。

青森県告示第百四十四号

平成十五年度全期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示する。

平成十五年三月三日

青森県知事 木 村 守 男

一 実施職種

三級、基礎一級及び基礎二級

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業、銅合金鋳物鋳造作業、軽合金鋳物鋳造作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンバダイカスト作業、コールドチャンバダイカスト作業）、機械保全（機械保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、染色（糸浸染作業）、ニット製品製造（丸編みニット製造作業、

靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服製造作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(書籍製本作業、雑誌製本作業、商業印刷物製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業、石張り作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウエルポイント施工(ウエルポイント工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装(工業包装作業)

二 実施期日

- 1 実技試験は、平成十五年四月一日(火)から平成十六年三月三十一日(水)までの間において、別途青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- 2 学科試験は、平成十五年四月一日(火)から平成十六年三月三十一日(水)までの間において、別途青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

三 実施場所

- 1 実技試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。
- 2 学科試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

四 受検申請書の提出期限

随時受け付けをする。

五 その他検定に關し必要な事項

- 1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会に交付する。
- 2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一

青森県職業能力開発協会

- 3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工観光労働部労政・能力開発課(電話〇一七 七三四 九四一五)又は青森県職業能力開発協会(電話〇一七 七三八 五五六一)へ問い合わせること。

青森県告示第百十五号

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第八条第二項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定め、同規則第八条第三項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により告示する。

平成十五年三月三日

青森県知事 木 村 守 男

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成十五年四月一日から同月十五日まで

備考

一 漁業種類

手繰第二種漁業のうち、いざざひき網漁業

二 操業区域

東共第八号、第十号、第十二号及び第十四号の各共同漁業権漁場の区域のうち

漁業権者の同意のあつた共同漁業権漁場の区域及びその沖合海域

三 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度

八十四隻

青森県告示第百十六号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県県土整備部河川砂防課及び弘前県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十五年三月三日

青森県知事 木 村 守 男

一 河川の名称

一般河川 岩木川水系大和沢川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成十五年三月三日

三 廃川敷地等の位置

弘前市大字千年四丁目一四の二及び一四の二四地内

四 廃川敷地等の種類及び数量

雑種地 四一八・九一平方メートル

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年三月三日

青森県知事 木 村 守 男

一 申請のあつた年月日

平成十五年二月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人野辺地空手道会

三 代表者の氏名

野坂 喜久男

四 主たる事務所の所在地

上北郡野辺地町字助佐小路四三の一三

五 定款に記載された目的

この法人は、地域のスポーツクラブとして地域住民に対し、スポーツの振興と空手を通して青少年健全育成を主とする人材の育成並びに地域活性化に関する事業を行い、空手道を通じての国際協力、平和の推進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年三月三日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース堅田店

弘前市大字青山二丁目二三の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一 外三者

四 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	二、八二九平方メートル	三、〇一一平方メートル	平成一五・一〇・三
大規模小売店舗の施設配置に関する事項	駐車場の位置及び収容台数 三四三台	駐車場の位置及び収容台数 三三三台	"
大規模小売店舗の施設配置に関する事項	駐輪場の位置及び収容台数 六三台	駐輪場の位置及び収容台数 七七台	"
大規模小売店舗の施設配置に関する事項	駐車場の自動車の出入口の数及び位置 五か所	駐車場の自動車の出入口の数及び位置 四か所	"

駐車場等の位置については、届出書の添付図面のとおり

五 届出年月日

平成十五年二月二十日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十五年三月三日から同年七月三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年七月三日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

都市計画事業の変更認可

青森都市計画事業の変更認可について、平成十五年二月七日東北地方整備局告示第五号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成十五年三月三日

青森県知事 木 村 守 男

一 都市計画事業の種類及び名称

平成十二年建設省告示第三百七十号青森都市計画公園事業九・六・一号青森県総合運動公園

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

平成十二年建設省告示第三百七十号の事業地のうち大字安田字近野地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、杭止堰土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年三月三日

中南方農林水産事務所長 小 野 祐 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の 年月日
理 事	本 間 良 夫	一 中津軽郡岩木町大字植田字山下一〇三の	平成二 五・二 ・一〇

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十一号

平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号（個人演説会等を開催することのできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月三日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

表中、

を

八戸市農村環境改善センター 瑞豊館	〃 三〇の一	大字豊崎町字上永福寺一
八戸市農村環境改善センター 瑞豊館	〃 三〇の一	大字豊崎町字上永福寺一
八戸市中居林コミュニティセンター	〃 の二三	大字中居林字綿ノ端二三
八戸市根城コミュニティセンター	〃	大字売市字狐窪一七の八
八戸市福祉公民館	〃	類家四丁目三の一

に改める。

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二付十五円一銭